

# NEWS RELEASE

令和6年10月17日  
一般社団法人 信託協会

## 規制改革に関する提案を提出

一般社団法人 信託協会（会長 高倉 透）では、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の受付を実施している内閣府 規制改革推進室宛てに「規制改革に関する提案」を提出いたしました。

具体的な提案項目は以下のとおりです。

1. 独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し
2. 増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和
3. 相続手続きのデジタル化
4. 管理型信託会社および自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限の緩和【新規】
5. 金融サービス仲介業に「信託媒介業務」を追加すること【新規】

なお、各項目の概要につきましては、別添をご参照ください。

（注）【新規】は新規要望項目。その他は継続要望項目。

本件に関する照会先：

（一社）信託協会

総務部（広報担当） 松村、河西、木村

企画室 上土井、関根

電話 03-6206-3992



一般社団法人

信託協会

## 規制改革に関する提案

### 1. 独占禁止法第 11 条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し

- ・ 独占禁止法第 11 条に定める議決権保有規制については、平成 26 年 4 月 1 日付「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下、ガイドライン）の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件緩和がされたものの、依然事務負荷および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。
- ・ 独占禁止法第 11 条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している（信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し 5%以内）。
- ・ 信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。
- ・ 一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策（自己株式の取得等）によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負荷、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。特に、議決権保有割合の管理事務のために職員が出社せざるを得ないケースもあり、アフターコロナにおける働き方改革に伴う在宅勤務推進の観点からも望ましくない状況（最大数千に及ぶ保有銘柄について管理するため、通信機器の環境等の問題により在宅での取扱いが困難）。
- ・ また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。
- ・ 以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第 11 条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。
- ・ 直ちに対応が困難な場合、銀行勘定と信託勘定における議決権の分別行使体制について予め認可を受けることで、以後銘柄毎に 5%を超過した場合にも都度の認可を不要としていただきたい。

{根拠法令等}

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条

## 2. 増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和

- ・ 信託兼営金融機関、信託会社および信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更する場合には届出が必要とされている。
- ・ 一方、銀行および銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合には届出不要とされている。また、銀行代理店についても、平成 30 年 6 月 1 日より、届出不要と規制が緩和されている。
- ・ 銀行代理店における規制緩和の理由として、「対応コストに比して十分な必要性が認められない」ことが挙げられている\*。
- ・ また、信託契約代理業を営んでいる銀行等（信用金庫、信用組合を含む）は、一時的に位置を変更する場合について、銀行法等に基づく届出は不要とされているにも関わらず、信託業法に基づく届出への対応が必要となっており、銀行法等と信託業法の平仄がとれていないことにより一定の対応コストが発生している。
- ・ ついては、信託兼営金融機関、信託会社および信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、届出不要としていただきたい。
- ・ この見直しにより、事務負担の軽減につながる。

※ 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告書」（平成 28 年 12 月 27 日公表）

{根拠法令等}

兼営法第 8 条、信託業法第 12 条、第 71 条

### 3. 相続手続きのデジタル化

#### <戸籍証明書等一式（除籍・改製原戸籍を含む）の収集にかかる負担軽減>

- ・ 相続人は、自らが法定相続人であることを証明するため、行政機関や各金融機関等の依頼に基づき、被相続人の死亡から遡って出生に至るまでの戸籍証明書等一式を提出している。
- ・ 現在、戸籍証明書等の取得に係る申請は一部の市町村でオンライン化されているものの、多くの場合で市町村への出頭又は郵送を要し、交付媒体は紙に限定されている。
- ・ 従前、戸籍証明書等は本籍地ごとに交付を申請する必要があったものの、令和6年3月より、本籍地以外の市区町村での取得が可能となった（以下、「広域交付」という）。しかし、電子化されていない戸籍証明書等\*は対象外となっており、この場合、市区町村に出頭または郵送での交付申請が必要である。

#### ※電子化されていない戸籍証明書等（戸籍法施行規則第69条各号）

- ・ 電子情報処理組織による取り扱いに適合しない戸籍
- ・ 除籍簿につづられた除かれた戸籍

#### <法定相続人の特定にかかる負担軽減>

- ・ 行政機関や各金融機関では、相続人から提出された戸籍証明書一式をもとにそれぞれで法定相続人を特定する作業をしており、事務の重複が生じていた。また、相続人も戸籍証明書等をそれぞれに提出する必要があり、負担がかかっていた。以上の問題を解消する観点で、平成29年5月に全国の登記所にて「法定相続情報証明制度」が開始され、各種相続手続きの際には認証済みの法定相続情報一覧図を提出することで、戸籍証明書等の提出を省略できるようになった。
- ・ しかし、相続人は戸籍証明書や法定相続情報一覧図を準備のうえ登記所に出頭または郵送にて申し出る必要があり、認証された法定相続情報一覧図の交付媒体は当然に紙である。
- ・ また、戸籍情報は行政機関が保有するものであるが、相続人が自ら戸籍証明書等を収集し、法定相続関係を証明しなければならない点も、相続人の負担となっている。

#### <規制改革要望の内容>

- ・ 戸籍証明書等について、「取得申請のオンライン化」および「電子交付」を全国で実現していただきたい。
- ・ 電子化されていない戸籍のデータ化を可能な限り促進し、「広域交付」において取得可能な戸籍の範囲を拡大していただきたい。
- ・ 法定相続情報証明制度について、「申出のオンライン化」および「電子認証付きの法定相続情報一覧図の交付」を実現していただきたい。
- ・ 行政機関が保有している戸籍情報に基づき、相続人の関与なく機械的に法定相続人を特定する仕組みを検討いただきたい。

#### <規制改革の効果>

- ・ 以上の見直しにより、相続人における相続手続きに要する時間の短縮や複数の戸籍証明書等の収集に要するコストの削減、金融機関・行政機関における相続手続きの迅速化・効率化が見込まれる。

{根拠法令等}

戸籍法第10条、第10条の3、第12条の2、戸籍法施行規則第69条  
不動産登記規則第247条

#### 4. 管理型信託会社および自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限の緩和

<管理型信託会社における登録事項の変更に伴う届出の概要>

- ・ 信託業法第 12 条第 2 項に基づき、同法第 8 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、「その日から 2 週間以内」に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

<自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出の概要>

- ・ 信託業法第 50 条の 2 第 12 項により適用される同法第 12 条第 2 項に基づき、同法第 50 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項に変更があったときは、「その日から 2 週間以内」に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

<現行規制・制度の問題点（規制改革の必要性）>

- ・ 変更事由発生から 2 週間以内に、役員等の住民票等の添付書類を準備することが、スケジュール上タイトであること。
- ・ 信託契約代理店業務においても、同様の変更届出が必要である（信託業法第 71 条）が、2017 年 4 月の法改正により、その届出期限を「その日から 2 週間以内」から「その日から 30 日以内」に延長いただいた。
- ・ 管理型信託会社および自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限についても同様に、届出期限を延長いただきたい。

<規制改革の効果>

- ・ 届出書類の短期間での準備の負担の軽減。  
（役員等の変更は、期初発生することが多いが、決算対応等各種期初対応と重なる繁忙期であることから、短期間での準備負担は大きく、延長いただけると業務平準化にも繋がるもの）
- ・ 負担軽減・業務平準化による業務運営の安定化、および軽減されたリソースによる顧客宛て業務の更なる推進。

{根拠法令等}

信託業法第 12 条第 2 項、第 50 条の 2

## 5. 金融サービス仲介業に「信託媒介業務」を追加すること

### <現行規制・制度の概要>

- ・ 2021年11月1日施行「金融サービス仲介法制」により、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービス提供が可能な「金融サービス仲介業」が創設。
- ・ 現在「金融サービス仲介業」では、「預金等媒介業務」「保険媒介業務」「有価証券等仲介業務」「貸金業貸付媒介業務」の取扱いが認められている。

### <現行規制・制度の問題点（規制改革の必要性）>

- ・ 信託分野では、国民（顧客）の資産形成ニーズや次世代への資産承継ニーズ等を解決する多様な商品やサービスが存在するものの、現在「金融サービス仲介業」では「信託媒介業務（仮称）」の取扱いが認められていない。
- ・ なお、施行時のパブリックコメント（2021年6月2日公表）では、「信託契約代理業に係る媒介業務（中略）についても、取扱いを希望する意見もあるので、今後の金融サービス提供法の実施状況を見直して改正等される機会には、上記の種類の取扱いについても検討をお願いしたい。」との意見に対し、金融庁からは「金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスや相手方金融機関の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。」との考えが示されている。

### <規制改革要望の内容>

- ・ 「金融サービス仲介業」へ「信託媒介業務」（「預金等媒介業務」「保険媒介業務」「有価証券等仲介業務」「貸金業貸付媒介業務」と同様に「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものを除く）を追加いただきたい。

### <規制改革の効果>

- ・ 少子高齢化の環境下、資産運用・管理や資産承継機能を有する信託商品へのニーズが向上。
- ・ 金融サービス仲介業者が信託分野の媒介業者となることで、幅広い顧客層に信託商品を提供することが可能となること。
- ・ また、金融サービス仲介業者が、顧客に対して既存の銀行・証券・保険分野に加え、信託分野も含めた多様なサービスをワンストップで提供可能になることで、顧客の利便性が向上すること。

{根拠法令等}

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第三章